



公益社団法人東京都獣医師会

令和 8 年度事業計画

令和 7 年度第 5 回定例理事会

令和 7 年 3 月 10 日（火）

20260305

令和 8 年度事業計画

I 基本方針

令和 7 年度は、世界的なインフレの影響を受け、我が国においても各種物価の上昇が続
き、国民生活に大きな影響を及ぼした。国政においては、こうした閉塞感を打破すべく大
きな変革が模索されている。令和 8 年度においても、国際情勢の不安定化、物価上昇、少
子高齢化の進行、自然災害の激甚化など、日本を取り巻く社会環境は引き続き大きく変動
することが予想される。そのような中、令和 8 年 4 月、世界獣医師会主催による「世界獣
医師会大会（WVAC2026）」・日本獣医師会年次大会が東京において開催される。本大会は、
日本獣医師会との連携のもと 31 年ぶりに日本で開催される国際的学術大会であり、世界各
国から多数の獣医師・研究者が首都東京に参集する歴史的機会となる。新型感染症の経験
を経て、社会は平時を取り戻しつつあるものの、公衆衛生、動物福祉、感染症対策、災害
対策等に対する社会的要請は一層高度化している。動物・人・自然は相互に関連し健全性
を保つ必要があるという「ワンヘルス」の理念は、今や広く社会に浸透しつつある。本会
は開催地の獣医師会として大会成功に全面的に協力するとともに、その成果を東京におけ
る獣医療、公衆衛生、動物福祉のさらなる高度化へと結実させることを目指す。特に、新
設が具体化しつつある「動物愛護相談センター」については、本会がこれまで培ってきた
専門的知見を最大限に活かし、機能設計段階から積極的に関与する。感染症対策、適正飼
養指導、動物福祉向上、災害時対応等を統合的に担う拠点として、さらに都民が自由に集
い学ぶことのできる施設として運用されるよう、東京都との協働体制を一層強化していく。
本会の根幹をなす公益事業である狂犬病予防接種については、将来的に法定接種期間の年
間通期化が見込まれている。本会としては、引き続き年度当初の 4 月から 6 月における接
種を推奨し、接種率の維持・向上に努めるよう、自治体への働きかけを行い、予防体制の
強化に取り組む。また、令和 7 年には一般飼主への動物愛護啓発を強化するため、東獣公
式 LINE を開設した。令和 8 年度は、配信内容の充実と登録者数の拡大を図り、本会事業の
意義に対する理解促進と、人と動物のより良い共生社会の構築に向けた意識醸成を推進す
る。継続する公益目的事業としては、人と動物の共通感染症の発生予防・まん延防止、学
校動物の適正飼育を通じて、児童の健全育成を支援する動物愛護精神の普及啓発、動物の
適正飼養に関する知識の普及啓発、獣医療に関する調査研究、小動物獣医療の適正化、家
畜衛生対策による食の安全の確保、人と動物のより良い共生社会の構築による動物福祉及
び公衆衛生の向上、介助動物の適正飼育支援及びその普及啓発、災害時の動物飼育者支援
対策、小笠原諸島や御蔵島等の繁殖地の野生動物保護と自然保全活動、傷病野生鳥獣の保
護治療及び調査等の生命倫理の高揚を図る事業を行う。それにより、人と動物と生態系の
健康を守り、本会が取り組む公衆衛生対策事業や、動物福祉向上に係る事業、人と動物と
の共生社会の構築等を実施し、ワンヘルスの理念の元、人と動物と生態系の健康を守る取
り組みを推進する。あわせて、107 社の賛助会員組織をはじめとする獣医療及び関連業界
団体との連携を強化し、東京都における獣医療及び動物関連産業の更なる活性化を図ると
ともに、適正飼育された動物頭数の拡大を推進する。

Ⅱ 事業別事業計画

1. 公益目的事業

(1) 都民公開シンポジウム事業

都民に対し、命の尊さや適正飼養に関し、シンポジウムやイベントを通じて普及啓発する。令和 8 年度は台東区の上野恩賜公園で開催される「日本獣医師会動物感謝デー」において動物救護所を担当し、近接の会員病院と連携し来場する動物たちの救急対応にあたる。

また、環境省、東京都及び本会等が主催する「全国動物愛護週間中央行事」においては小笠原自然環境保護事業の PR やペット価値向上を促すイベントを賛助会員と連携して行う。これらにより、都民へ獣医療界の社会定義、獣医師の幅広い職域の再確認とその重要性のアピールに努める。

(2) 狂犬病予防対策事業

狂犬病予防対策事業として、以下の 4 つの事業を推進する。

- ア. 都民に対する狂犬病に関しての情報提供と周知
 - ① 狂犬病予防啓発ポスター等を各病院に配布し、情報提供と周知を行う。
 - ② 4 月～6 月の法廷接種期間を今後も推奨し、自治体へ働きかける。
- イ. 犬の飼育者に対する狂犬病予防啓発及び適正な飼育指導
 - ① 狂犬病予防啓発動画をインターネット上で継続公開する。
 - ② 都、区市町村と協力した狂犬病予防啓発並びに飼育者に対する咬傷事故防止のための適正飼育指導を通じ、狂犬病予防法の法令遵守とその重要性を周知啓発する。
- ウ. 獣医師に対する狂犬病及びその診断技術に関する情報提供
 - ① 支部狂犬病担当者及び会員に対し、狂犬病予防法及び狂犬病に関する知識を継続的に提供する。
 - ② 「犬の狂犬病発症を疑った場合の対応マニュアル」を更に会員へ周知していくことで都民の安全を守る対策事業の推進を図る。
 - ③ 令和 7 年度に冊子化した「狂犬病予防注射事故対策ガイドライン」の周知を図り、接種後副反応への適切な対応法の理解を会員へ促す。
 - ④ 狂犬病予防対策委員会を年 3 回開催し、狂犬病予防接種事業に関する課題の抽出と対策の検討を行う。併せて講習会も開催し、知識の理解を図る。
- エ. 狂犬病予防注射接種率と登録率の向上促進
 - ① 狂犬病予防接種事業及び支部における鑑札や注射済票の交付等の事務委託事業の他、狂犬病予防注射離島対策事業として、島嶼に対しヘリコプター等を使用して会員獣医師を派遣する。

(3) 災害・感染症対策事業

大規模災害の発生時には、都民の生命・安全・健康・財産等の保護はもとより、飼育動物の管理支援や、避難所における飼育指導、被災動物救護、シェルター収容動物の治療、保健衛生指導等を担う役割がある。

また、動物の救護活動等を通して被災者を支援し、適切な情報提供等を行うことにより、公衆衛生の保全、動物福祉の増進、被災地での人と動物の共生環境の維持に努めることが、公益社団法人として地域社会への貢献に繋がる。

また、人と動物の共通感染症については、その発生を予防し、発生時には社会に対する適切な情報提供や飼育者及び飼育動物の支援体制構築を行う必要性がある。

については、本会内に危機管理室を設置し、次の対策事業を実施して行く。

ア．危機管理・災害対策事業

東京都との協定と指定公共機関の役割に基づき、災害時において、被災動物の救護活動を効果的且つ速やかに実施するため、平時においては SNS による会員の安否確認訓練や、防災ブロック長会議の開催、都及び区市町村が実施する防災訓練に協力していく。

また、イベント等への参加、パネル展示、啓発資料の配布を通じ、都民に対して動物を飼育する上での災害対策についての知識の普及啓発を行う。

日本獣医師会の VMAT (Veterinary Medical Assistant Team) 活動事業に呼応し立ち上げた東京 VMAT の活動要領や体制の整備に取り組んでいく。

令和 8 年度からは、本会と本会賛助会員 ((株) VETONS) が共同開発した東獣災害時互助システム (RIMOT) 及びネットワーク (LINE Works) を導入する。

イ．危機管理・感染症対策事業

人と動物の共通感染症の発生予防とまん延、拡大防止に資するため、発生時における迅速な対応ができる体制を構築すると共に、人と動物の共通感染症ガイドラインの整備及び共通感染症について獣医師及び都民に対する啓発・広報に取り組む。

令和 7 年度に作成した「SFTS 疑いネコ・イヌの診療簡易マニュアル」についての会員への周知を行う。

感染症等の発生時においては、会員に発生状況や本会の対応策等を速やかに情報提供すると共に必要な対策を実施する。

(4) 獣医公衆衛生対策推進事業

都内で飼育されている動物について、人と動物の共通感染症の罹患の有無を調査し、これらの感染症の地理的な罹患率、まん延状況を把握するとともに、この調査結果を都保健医療局と共有し、更に人と動物の共通感染症対策及び食の安全等の獣医公衆衛生関係事業を推進することによって、都民の健康と安全の確保を図り、公衆衛生と動物福祉の向上をめざす。

ア．動物由来感染症モニタリング調査事業

東京都の委託を受けて人と動物の共通感染症 (①皮膚糸状菌症 ②疥癬 ③回虫症 ④コリネバクテリウム感染症 ⑤犬ブルセラ症 (犬のみ) ⑥トキソプラズマ症 (猫のみ)) の他、腸管出血性大腸菌 (EHEC)、薬剤耐性大腸菌、SFTS ウイルスの疫学モニタリング調査事業を実施する。

イ. 人と動物の共通感染症及び食の安全等対策事業

人と動物の共通感染症に関する対策を検討し、本会 HP、東獣ジャーナルを通じ、獣医師への情報提供や広く都民への「人と動物の共通感染症」に関する知識の普及啓発を図る。本会 HP 上の「人と動物の共通感染症ガイドンス」については、更なる周知を図る。

(5) 学校飼育動物対策事業

学習指導要領に則り実施される教育施設での動物飼育を通して、児童への情操教育や科学教育及び動物愛護精神の育成がなされるように適切な動物飼育が行われるように支援する。また人と動物の共通感染症に対する予防啓発を行うことにより児童の健全育成に寄与するよう努める。

ア. 学校に対する学校飼育動物関連の知識の普及及び適正な飼育指導

公益支部事業として、地域の学校、幼稚園及び保育園への訪問活動等において飼育動物の治療及び飼育指導等を継続する。

イ. 学校獣医師養成講座

①獣医師の学校飼育動物に関する知識向上とネットワーク構築を目的として養成講座を開催する。

適正な飼育管理の徹底を基盤に据えた「命の教育」の充実を図り、生命への理解と責任ある行動を育むことで、次代を担う子どもたちの健全な人格形成を支援する。年3回の開催を予定し、全3回全ての受講により修了証を発行する。本事業については協賛企業を募り実施する。

②日本獣医師会年次大会における全国学校飼育動物担当者会議に出席し、各地会担当者と情報交換すると共に養成講座の質向上を図る。

ウ. 動物飼育作文コンクール事業

支部事業として児童の心と身体の健全な育成のために、動物飼育作文コンクールを行い、その優秀作品を表彰する。（品川支部）

エ. 小学校動物飼育推進校事業

継続事業として東京都教育委員会の委託を受け、「小学校動物飼育推進校事業」指定校の動物活用授業開発が適切に行われるよう支援する。

また、指定感染症等の流行に伴う学校閉鎖の際の注意喚起や、学校飼育動物に感染症が発生する等の緊急対策等の普及啓発資料として制作した動画を、インターネット上で獣医師向けに公開し、必要な情報を継続的に提供していく。

オ. 学校飼育動物の死体検案・埋葬事業

学校飼育動物の死亡に際し、担当動物病院で死体検案を行うとともに死因データ等を収集し、必要に応じて関係機関に情報提供する。遺体は本会賛助会員である東京都獣医師会霊園協会の協力を得て適切に埋葬し、児童に生命の尊さを学べる機会を提供する。

（６）動物福祉啓発事業

動物福祉啓発事業として以下の２つの事業を推進する。

ア．催事における啓発事業；

支部が企画、計画する動物愛護活動・動物フェスティバル、区市民祭りでの啓発活動を特別診療券の提供等により支援する。動物福祉事業推進のため「動物のいのち救済基金」による活動、動物関連イベントへの参加、長寿犬猫表彰、高齢者の動物飼育支援等により、伴侶動物の福祉と終生飼養の意識向上を図る。「飼い主と動物合わせて 80 歳」企画については、飼い主の健康寿命の延伸と動物飼育との相関性を PR し、人と動物のより良い共生社会の構築に努める。新たに開設した東獣 LINE を用いて、飼い主への適正飼育の普及啓発・動物飼育の価値向上を図る。

新たに新設される動物愛護相談センターについては、機能設計段階から積極的に関与する。また、ワンヘルスアプローチについての都民や子供達への理解促進につながる啓発活動を進めていく。

また、個体識別の重要性を周知していく事業の一環とし、本会賛助会員である東京都獣医師会霊園協会の協力を得、都内で死亡して持ち込まれた動物のマイクロチップデータの読み取りを継続し、マイクロチップの普及のための実績データの収集と、迷子死亡動物の飼い主への返還（連絡）等に取り組む。

イ．ネコの不妊去勢手術；

動物の適正飼養の推進を図るため、各支部において区市町村の助成を受けて、不妊去勢手術を実施する。

本部事業としては御蔵島ノネコ対策の一環で、御蔵島村からの委託を受け、年間 10 頭を目標として、村で捕獲し会員動物病院に搬送されたノネコの馴化、健康管理を行った上、希望する一般家庭へ譲渡する他、東京都委託による飼い主のいない猫の一時保護事業を受託し、協力病院による保護譲渡の支援体制作りに取り組む。

（７）医療廃棄物等適正処理活動事業

獣医療に伴って排出される医療廃棄物の適正処理及び安全な取り扱いに関する情報や関連する講習会の案内、行政処分を受けた業者等の情報を、東獣ジャーナルや本会ホームページ等を通じて獣医師に対して提供する。

（８）身体障がい者支援活動事業

身体障がい者の生活を支援することと、身体障がい者補助犬法の普及を目的とし、動物診療施設の協力を得て「ひかりの箱」の募金活動を実施してきた。しかし、小銭手数料がかかることから、「ひかりの箱」の現金形式での募金を終了した。「ひかりの

箱」募金活動に関しては、新たな募金形態を検討する。

(9) 夜間診療活動及びマネジメント事業

留守番電話サービスによる案内と HP による診療病院の紹介を継続する。また、飼い主の利益と動物福祉を目的とし、夜間診療ネットワークの設置を検討する。

(10) 小笠原自然環境保護活動事業

ア．捕獲されたノネコの保護活動

世界遺産である小笠原特有の希少動物の生命を脅かすノネコを捕獲し、会員動物病院で受託する（令和 8 年度予定 100 頭）。その後、馴化、健康管理（基本対応：検便・血液検査・駆虫処置・ワクチン接種・不妊化手術）を行った上、希望する一般家庭へ譲渡する活動を継続して実施する。

イ．小笠原諸島現地視察活動；

小笠原父島に設置された小笠原世界自然遺産センター等と連携し、小笠原における在来種対策、外来種対策、ノネコ対策、伴侶動物の適正飼養啓発等の活動が円滑に進むよう視察等を行う他、協議会に参加して支援を継続する。

ウ．自然環境保護の啓発活動；

本会における広報活動やイベント（動物感謝デー・動物愛護週間中央行事等）への参加、講習会への講師派遣等を通じて、小笠原自然遺産の希少種や繁殖地の保護・保全に関する知識の普及啓発活動を行なう等し、恒久的な自然環境保護へのモラル充実に努める。

(11) 傷病野生鳥獣保護活動事業

東京都の委託「傷病野生鳥獣保護活動事業」を実施する。令和 8 年度は 220 頭羽を予定している。カラスや巣立ち雛等に関しては、本会予算により支出・実施する。100 頭羽を予定。

(12) 学会・講習会活動事業

関東・東京合同地区獣医師会への幹事派遣をおこない、地区大会受賞者の全国大会への派遣等を補助するとともに、FASAVA（アジア小動物獣医師会）と連携し、アジアにおける学術振興を図っていく。令和 8 年度については、台湾で開催される FASAVA2026 に担当理事、役員が参加する。また、FASAVA2026 台湾大会へも発表が決定した本会会員を対象とした支援企画（渡航費等補助）を行う。

(13) 広報活動事業：

本会の事業全般に関わる包括的情報を広く一般都民及び獣医師に広報し、都民及び獣

医師がこれら情報の内容を十分に享受できるよう、本会機関誌（東獣ジャーナル 冊子版・ウェブ版）などで、本会の活動内容を広く社会に発信する事によってブランド力を高め、社会からの理解、非会員の入会促進に寄与するように努める。

(14) 家畜衛生防疫対策事業

産業動物委員会を設置するほか、東京都内の畜産関連機関との連携体制を構築し、都内における畜産事業に関する情報の収集・共有及び相互連携を推進する。

(15) 医療事故防止セミナー開催事業

東京都からの委託により、獣医師育成対策事業として、今後の社会のキーポイントとなる、医療事故、獣医療トラブル、適切な医療広告等、時流のテーマを協議の上選定し、セミナー開催や配布物を作成し、広く獣医師へ周知する。

2. 収益事業及びその他の事業

本会の目的を達成するために以下の事業を行う。

(1) 不動産の貸し付けに関する事項

不動産の貸し付けに関する事項 本会は、本会の組織基盤を充実させ、適切なる本会事業を推進していくため、不動産の貸し付け事業を実施し、経済的基盤の充実に図る。

(2) 福利厚生事業（共済給付、旅行保険の加入、無受給退会者への記念品贈呈等）

福利厚生事業 「福利厚生事業要綱」の元、加入獣医師及びその家族を対象として、次のとおり給付事業を継続実施する。

- 1) 共済給付 ①弔慰金 ②傷病見舞金 ③災害見舞金 ④敬老祝い ⑤出産祝い・結婚祝い ⑦獣医科大学同窓会補助
- 2) 旅行保険の加入
- 3) 無受給退会者への記念品贈呈

(3) 加入促進（組織率向上対策）

獣医事に関する情報提供や、行政・日本獣医師会・賛助会員との協力事業、賛助会員の協力による本会会員特典等有益な情報をタイムリーに発信する。会員病院が参加する合同就職説明会（オンライン形式、対面形式）を開催し、人材採用活動を支援する。長期在籍会員と本会役員との会合や若手会員との交流など、会員間のコミュニケーションを積極的に図る。

(4) 印刷物の販売等

適切な獣医療の提供を図るため、犬及び猫の各種ワクチンプログラムを網羅した予防接種証明書を印刷作成して、継続して頒布していくこととする。

(5) 事務委託事業

日本獣医師会獣医師賠償責任保険加入・全国国民年金基金等の斡旋を行い、会員の福利厚生に資するものとする。

(6) 会員名簿発行

令和8年度は会員名簿(印刷冊子)発行予定。

(7) その他

政令指定都市会議（名古屋市）に参加し、地方会との情報交換や課題共有を行う。本会賛助会員との情報交換及び懇談を目的としたミーティング等を開催する。また、表彰審査委員会、役員選任委員会、倫理委員会等により、会務を円滑に運営するように図っていく。適正繁殖による飼養頭数拡大を進めるべく、繁殖飼養環境改善・健全ブリーダー育成事業を関係協力機関と協力し、尽力していく。